

国 土 籍 第 567 号
平成24年3月29日

各都道府県地籍調査担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課長

「地籍調査事業（2項委託）実施要領」の制定について（通知）

都道府県又は市町村が行う地籍調査については、これまでの直営又は工程の一部外注に加え、国土調査法第10条第2項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託することが可能です。

今般、外部の専門家のさらなる活用により地籍調査の一層の促進を図るため、実施の委託により地籍調査を行う場合の「地籍調査事業（2項委託）実施要領」を別紙のとおり制定し、平成24年4月1日より施行することといたしましたので、御了知の上、関係市町村等に周知願いますとともに、事業の適切な執行につき御配慮方よろしくお願いいたします。

地籍調査事業（２項委託）実施要領

第一 趣旨

都道府県又は市町村が行う地籍調査については、これまでの直営又は工程の一部外注に加え、国土調査法（以下「法」という。）第10条第２項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託することが可能である（以下法第10条第２項の規定に基づき、都道府県又は市町村が国土調査の実施を委託することを「２項委託」という。）。このため、２項委託により地籍調査を行う場合の工程管理や検査等に関する要領を示し、外部の専門家のさらなる活用により地籍調査の一層の促進を図るものである（以下２項委託を行う都道府県又は市町村を「委託者」という。）。

第二 受託法人

（１）定義

２項委託において、委託者より地籍調査の実施を受託した法人をいう。

（２）受託法人の要件

法第10条第２項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令（平成22年10月12日国土交通省令第50号）のとおりであり、地籍調査の実施を通じて、地籍調査の各工程について、知識と経験、工程等の管理に関する能力を有する者をいう。

（３）受託できる範囲

「２項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成２４年３月２９日付け国土籍第５６８号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）」（別表―１）に掲げる工程（委託者検査及び認証者検査に係る工程を除く）とする。ただし、Ａ工程、Ｂ工程、Ｈ７～Ｈ９工程及び本実施要領の第三（１）の業務については、委託者の作業補助に限る。

第三 実施方法

本事業の実施は、地籍調査に関する諸法令等の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

（１）委託者が実施する業務

公権力を行使する業務、関係行政機関との連絡調整に関する業務等については、委託者が実施するものとする。具体的には、次のとおりである。

① 資料収集（法第23条第３項）

委託者は、地籍調査の実施のために必要がある場合には、自らの名義で関係者に資料の提出等を求めなければならない。

② 立入り（法第24条）

委託者は、地籍調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせる場合には、自らの名義で当該土地の占有者に通知しなければならない。

③ 立会い（法第25条第1項）

委託者は、地籍調査のため土地の所有者等を現地に立ち合わせる場合には、自らの名義で当該土地の所有者等に立会いを要請しなければならない。

また、住所が不明である所有者を含む場合など委託者でなければ実施できない調査については、受託法人からの求めに応じて、委託者が当該調査を行うとともに、委託者は受託法人に対して、受託法人が行う当該調査に係る工程管理・検査に必要な資料を提出するものとする。

④ 障害物の除去（法第26条第2項）

委託者は、所有者又は占有者の承諾を得ないで、地籍調査に従事する者に対し、障害となる植物又は垣、さくその他これらに類するものを伐除させる場合には、自らの名義で当該土地の所有者又は占有者に遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

⑤ 土地使用の一時制限等（法第27条）

委託者は、土地（宅地を除く。）の使用を一時制限し、又は土地（宅地を除く。）、工作物若しくは樹木を一時使用する場合には、自らの名義で当該土地の占有者にあらかじめ通知しなければならない。

⑥ 標識等の設置及び移転（法第30条）

委託者は、標識等を設置した場合には、自らの名義で当該標識等の所在地の市町村長に通知しなければならない。

⑦ 代位登記（法第32条の2）

委託者は、法第32条の規定により土地の合併があったものとして調査を行う際に代位登記を行う場合には、自らが申請しなければならない。

（２）業務の実施に当たっての留意事項

上記の第三（１）を除く業務については、受託法人が実施できることとなるが、業務の実施に当たっての留意事項は次のとおりである。

① 関係機関への周知及び調整

委託者は、受託法人が円滑に地籍調査を実施できるようにするため、以下の関係行政機関等に対し、書面により特定の受託法人に地籍調査を委託した旨を周知し、調査への協力を要請するものとする。

また、委託者が地籍調査に関係する資料を受託法人に提供する際には、土地所有者等の個人情報の有無等の観点から資料の内容を十分確認するとともに、受託法人に対しては情報の管理に万全を期すよう要請するものとする。

なお、法務局、地方法務局に対して資料請求を行う場合には、交付閲覧申請書（別紙）を参考に、申請書を作成するものとする。

ア 市町村関係部署

税務関係部署
道路・河川等の公共物管理部署
農業委員会
その他（普通財産管理者等）

イ その他の行政機関

法務局・地方法務局
道路・河川等の公共物管理部署
森林管理局
その他（国有地管理者等）

ウ その他（鉄道会社等）

② 調査図素図及び地籍調査票の様式

調査図素図の様式は、平成12年5月23日付け12国土国第178号国土庁土地局長通知により一部改正された「調査図素図表示例」（昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達）によるものとする。

地籍調査票の様式は、平成17年3月7日付け国土国第423号国土交通省土地・水資源局長通知により一部改正された「地籍調査票作成要領について」（平成14年1月16日付け国土国第432号国土交通省土地・水資源局長通知）によるものとする。

③ 現地調査での対処

ア 現地における問題への対処

委託者は地籍調査を行う主体として、現地において問題が発生した場合には、内容を十分に把握し、問題が深刻化しないよう迅速かつ適切な対応を行うものとする。

イ 筆界の確認が得られない場合の対処

委託者は、一筆地調査の結果、筆界の確認が得られなかった場合には、受託法人から経緯の説明及び資料等の提出を受け、その後の対処方法を指示するものとする。

また、委託者は、平成22年国土交通省令第48号により一部改正された「地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）」第30条第3項の関係行政機関との協議及び筆界未定の最終判断を行うものとする。

④ 補助業務

委託者は、上記第三の（1）の業務を補助する業務を受託法人に行わせることができるものとする。補助する業務の例としては、資料収集の業務及び各種通知の発出に伴う事務手続等が挙げられる。

第四 工程管理及び検査

工程管理及び検査は、「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成24年3月29日付け国土籍第568号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）」及

び「同細則（平成24年3月29日付け国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）」により実施するものとする。

第五 身分を示す証明書

委託者は、調査の実施に当たり、受託法人に国土調査法施行令（以下「令」という。）第20条に定める身分を示す証明書を携帯させるものとする。

なお、受託法人は関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

第六 守秘義務

委託者は、法第36条第2号の違反行為の防止のほか、本事業の実施の際に知り得た情報を漏洩することがないように受託法人を十分に監督するものとする。

第七 再委託

受託法人は、工程管理及び検査に係る業務を再委託することはできない。ただし、工程管理及び検査以外の業務について、委託者が再委託を許可する場合には、再委託することができるものとする。なお、再委託の成果に係る責任も受託法人が負うものとする。

第八 地籍調査費負担金の対象経費

国が負担する地籍調査に要する経費は、令第13条に掲げる作業に要する費用であり、A工程及びB工程は負担金の対象とならないので注意されたい。

交 付 (☐ 登記事項証明書 ☐ 閉鎖謄本・抄本) 閱 覧 (☐ 登記事項要約書 ☐ 閉鎖登記簿 ☐ 地積測量図 ☐ 公図) ※閉鎖事由 ☐ コンピューター化による閉鎖 ☐ 合筆・滅失等による閉鎖								
申請人								
印								
登記所の表示		〇〇法務局		平成 年 月 日 申請				
不動産	種 別	郡市区	町村大字	丁 目 字	地 番	家屋番号又は所有者氏名	請求通数	
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	☒ 土地 ☐ 建物							
	請求事項	☐ 全部事項 ☐ 全部事項（現に効力を有する登記のない用紙省略） ☐ 共同担保目録 ☐						
	商業法人	商号 (名称)				コード番号 索引番号		
本店（事務所）								
☐ 全部謄本 ☐ 閉鎖謄本 (年 月 日 閉 鎖) ☐ 役 員 欄 ☐ 閉鎖役員欄 (年 月 日 閉 鎖)					請求の通数			
証 明 書								
上記は ☐ 書類の閲覧 地籍調査のため ☐ 書類の交付 を求めるものであることを ☐ 地積測量図 証明する。 平成 年 月 日 市町村長 ○ ○ 印								
手数料 登記手数料令 第19条 筆 個 件 枚 数				受 付 通 数 交付 確認印				